

令和2年4月20日

保護者各位

福島県立会津高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域において発生しており、各都道府県に緊急事態宣言が出されたことを受け、県教育委員会より次のような指示がありました。

- 4月21日から5月6日までの期間を臨時休業とします。ただし、休業中も適宜、登校日を設けることができます。

つきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中の過ごし方について」（裏面）及び「臨時休業中の心得」を参照され、ご理解の上ご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、学校ホームページに連絡事項を随時掲載しますので、ご覧ください。

(事務担当 教頭 0242-28-0211)